

新城市地球温暖化防止実行計画

(第3次計画)

～ 職員一人ひとりの率先行動 ～



新 城 市

令和3年3月

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の目的	4
4 計画の期間	4
5 計画の範囲	4
6 算定方法	5
第2章 前計画の取組状況	6
1 前計画の概要	6
2 温室効果ガス排出量の推移	6
3 発生源別温室効果ガス排出量の推移	7
4 発生源別温室効果ガス排出量の内訳	8
5 事業別温室効果ガス排出量	9
6 前計画の取組結果	11
7 温室効果ガスの増減理由	11
第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標と取組	12
1 温室効果ガス排出量に関する目標	12
2 具体的な取組	13
第4章 計画の推進体制と進行管理	17
1 推進体制	17
2 点検・評価・公表	18



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

地球温暖化対策を巡っては、2015年（平成27年）11月・12月にフランス・パリでCOP21が開催され、気候変動に関する国連枠組条約である「パリ協定」が採択されました。

我が国では、2015年（平成27年）7月に、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%減とする「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。その後、パリ協定の採択を受け、2016年（平成28年）5月には「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この地球温暖化対策計画は、1998年（平成10年）に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」第8条に基づいて策定された、我が国唯一の地球温暖化に関する総合的な計画であり、その中で、地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

本市では、新都市の環境行政の最も基本となる「第1次新都市環境基本計画」を2008年（平成20年）に、「第2次新都市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）」を2020年（令和2年）に策定し、その中で、温室効果ガスの排出を抑制する「低炭素なまち」を創造することを、目標の一つとして掲げています。

また、環境基本計画は、地球温暖化問題に関し、新都市全域で取り組むべき目標や施策を定めた「新都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）」を包含しています。この区域施策編の中で、本市の温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で、2030年度（令和12年度）までに26%、2031年度（令和13年度）までに28%削減するという目標を掲げています。

新都市役所はこれまでも、地球温暖化問題に関し、新都市役所が取り組むべき目標や施策を定めた「新都市地球温暖化防止実行計画（第1次計画）～職員一人ひとりの率先行動～」を2008年（平成20年）に、「新都市地球温暖化防止実行計画（第2次計画）～職員一人ひとりの率先行動～（以下「前計画」という。）」を2011年（平成23年）に策定し、温室効果ガス排出量削減等に継続的に取り組んできました。

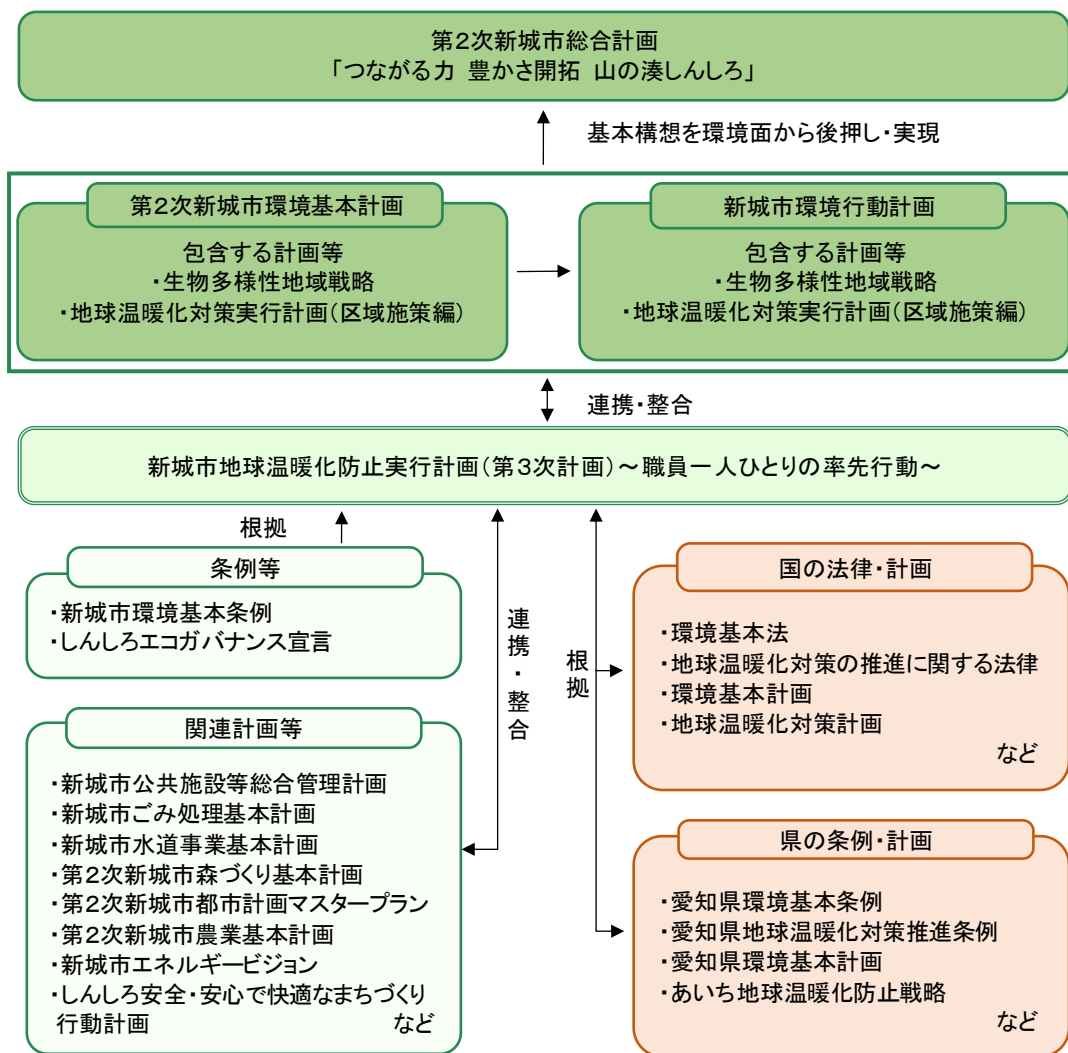
今回、前計画が2020年度（令和2年度）で計画期間を満了することから、こうした国内外の動向やこれまでの取組状況を踏まえ、「新都市地球温暖化防止実行計画（第3次計画）～職員一人ひとりの率先行動～（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項で策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に該当します。

また、第2次新城市総合計画（以下「総合計画」という。）の基本構想を環境面から後押し・実現するための環境基本計画の下位計画に位置づけられ、新城市全域の地球温暖化対策について定めた区域施策編と連携・整合しています。

【計画の位置づけ】



3 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組み、環境負荷を低減することを目的としています。また、率先して取組を実行・推進することで、区域の事業者・住民の模範となり、地域全体の気運を高めることを目指します。

4 計画の期間

地球温暖化対策計画、総合計画、環境基本計画（区域施策編）を勘案し、2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2021年度（令和3年度）から2031年度（令和13年度）までの11年間を計画期間とします。

ただし、目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2026	2030	2031
地球温暖化対策計画	策定									
総合計画			第2次策定				見直し	見直し	第3次策定予定	
環境基本計画 (区域施策編)				第2次策定						第3次策定予定
本計画					第3次策定					第4次策定予定

5 計画の範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

原則として、本市が実施している全ての事務・事業を対象とします（指定管理者制度により管理する施設を含む。）。

なお、温室効果ガス排出量の把握が困難なものについては、温室効果ガス排出実態調査の対象からは除外しますが、この計画による取組の対象とします。

(2) 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定された温室効果ガスは、次の表の7種類のガスであり、このうち地球温暖化対策推進法施行令（平成11年政令第143号）第3条に規定された、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、1から6の6種類のガスとなっていますが、5のパーフルオロカーボン、6の六ふっ化硫黄については、排出量の把握が困難であることから本計画の対象外とし、1から4の4種類のガスを対象とします。

【対象となる温室効果ガスの種類】

ガスの種類	人為的な発生源	市における算定対象
1 二酸化炭素 CO ₂	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うものが大半を占め、温暖化への影響が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPGの使用量 ・電気の使用量 ・一般廃棄物の焼却量*
2 メタン CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門から出るのが半分を占め、廃棄物の焼却や自動車の走行による排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
3 一酸化二窒素 N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが工業プロセスや農業からの排出もある。自動車の排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
4 ハイドロフルオロカーボン HFC	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコン使用時の排出量
5 パーフルオロカーボン PFC	半導体等製造用や電子部品等の不活性液体等として使用されている。	※本市では対象外
6 六ふっ化硫黄 SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用されている。	※本市では対象外
7 三ふっ化窒素 NF ₃	半導体や太陽電池のクリーニング剤、ドライエッチング剤等として使用されている。	※温室効果ガス総排出量の算定対象外

※食物くず（生ごみ）や紙くず等のバイオマス起源の廃棄物以外の焼却に関わるもののみを計上します。これは、生ごみや紙くず等の生物体起源の廃棄物を焼却することにより発生する二酸化炭素は、植物により吸収されていたものが再び排出されるものと捉え、国際的な取り決めにより排出量に含めないこととされているためです。

6 算定方法

温室効果ガス総排出量の算定方法や排出係数等は、原則として「地球温暖化対策推進法施行令」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に準拠します。



第2章 前計画の取組状況

1 前計画の概要

前計画では、新城市が実施している事務・事業に関し、環境負荷を低減し、温室効果ガスの排出抑制を実行・推進するため、庁舎をはじめとする各公共施設において省エネルギー対策等に取り組みました。

前計画の概要は、次のとおりです。

計画期間	2009年度（平成21年度）～2020年度（令和2年度）
基準年度	2006年度（平成18年度）
対象ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、 ハイドロフルオロカーボン（HFC）
対象範囲	本市の全ての事務及び事業活動。 ただし、温室効果ガス排出量の把握が困難なものについては、温室効果ガス排出実態調査の対象から除外する。
削減目標	基準排出量（23,887t-CO ₂ ）に対して25%削減

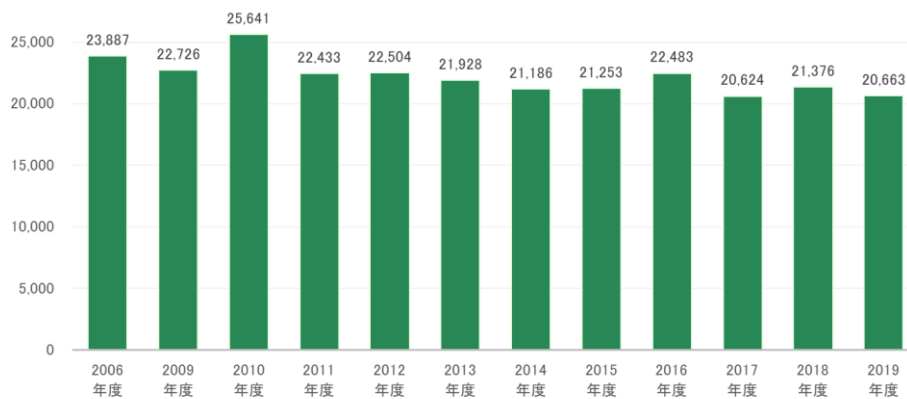
2 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量は、基準年度である2006年度（平成18年度）と比較すると、2010年度（平成22年度）に25,641 t-CO₂まで上昇しましたが、2011年度（平成23年度）には22,433 t-CO₂まで減少し、その後は基準年度比5%から13%減で推移しました。

直近の2019年度の排出量は、20,663 t-CO₂となり、2006年度（平成18年度）比13.5%減となりました。

【温室効果ガス排出量の推移】

	2006年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	23,887	22,726	25,641	22,433	22,504	21,928	21,186	21,253	22,483	20,624	21,376	20,663
前年度比(%)	—	—	12.8	▲12.5	0.3	▲2.6	▲3.4	0.3	5.8	▲8.3	3.6	▲3.3
基準年度比(%)	0.0	▲4.9	7.3	▲6.1	▲5.8	▲8.2	▲11.3	▲11.0	▲5.9	▲13.7	▲10.5	▲13.5



3 発生源別温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス別の推移をみると、増加傾向にあるのは CH₄（メタン）のみですが、その他についても CO₂（二酸化炭素）が 23,184.8 t-CO₂ から 20,003.8 t-CO₂ と 13.7% 減、N₂O（一酸化二窒素）が 459.6 t-CO₂ から 392.8 t-CO₂ と 14.5% 減、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が 2.5 t-CO₂ から 2.2 t-CO₂ と 12.0% の減にとどまりました。

発生源別の推移をみると、ガソリン、灯油、軽油、LPG、電気の使用、廃プラスチックの焼却、一般廃棄物焼却（CH₄、N₂O）、笑気ガスの使用、自動車用エアコンの 10 項目については、増減を繰り返しながらも最終的に減となりましたが、A 重油、自動車の走行（CH₄、N₂O）、下水（し尿処理・浄化槽）（CH₄、N₂O）の 5 項目については増となりました。

2006 年度（平成 18 年度）と 2019 年度（令和元年度）を比較して、特に大きく増減した項目は、11.0 t-CO₂ から 15.4 t-CO₂ と 40.0% 増となった自動車の走行（N₂O）、638.7 t-CO₂ から 240.3 t-CO₂ と 62.4% 減となった灯油、265.8 t-CO₂ から 137.0 t-CO₂ と 48.5% 減となった軽油です。

【発生源別温室効果ガス排出量の推移】

項目	2006年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2013年度 比2019年 度削減率 (%)		
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)			
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	246.5	273.9	256.1	263.4	264.8	288.5	316.9	310.2	303.6	239.2	424.8	218.5	-11.4
		灯油	638.7	424.8	522.4	448.1	641.8	559.5	599.7	400.3	375.9	358.4	273.8	240.3	-62.4
		軽油	265.8	229.6	221.5	198.2	266.1	274.1	298.3	211.2	204.5	201.2	148.8	137.0	-48.5
		A重油	1,689.5	2,419.2	2,619.0	2,546.5	2,481.1	2,383.0	2,528.8	2,311.5	2,398.8	2,419.2	2,275.8	2,195.9	30.0
		LPG	202.7	187.0	189.8	186.9	191.7	178.9	169.5	161.1	179.4	147.6	160.6	166.4	-17.9
	電気の使用	12,181.0	11,702.2	12,523.0	11,993.0	11,802.8	10,729.0	10,122.0	9,212.9	9,264.8	9,170.7	9,174.1	9,608.4	-21.1	
廃プラスチックの焼却	7,960.6	6,792.1	8,681.8	6,164.1	6,148.3	6,835.9	6,424.4	8,204.7	9,034.1	7,375.1	8,227.8	7,437.3	-6.6		
小計	23,184.8	22,028.9	25,013.6	21,800.2	21,796.6	21,248.9	20,459.6	20,811.9	21,761.1	19,911.4	20,685.7	20,003.8	-13.7		
CH ₄	自動車の走行	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	20.0	
	一般廃棄物焼却	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	
	下水(し尿処理・浄化槽)	239.3	238.7	194.6	197.0	239.7	235.8	277.3	278.4	276.9	264.4	263.6	263.1	9.9	
	小計	240.1	239.5	195.4	197.9	240.5	236.8	278.2	279.4	277.8	265.4	264.6	264.0	10.0	
N ₂ O	笑気ガスの使用	74.4	74.4	74.4	74.4	75.2	55.8	38.0	37.2	38.8	0.0	37.2	0.0	-100.0	
	自動車の走行	11.0	12.3	11.3	15.0	14.7	15.8	15.7	15.9	15.3	16.3	16.4	15.4	40.0	
	一般廃棄物の焼却	237.3	232.3	233.2	231.6	239.8	235.5	235.0	228.4	231.3	224.8	221.0	228.5	-3.7	
	下水(し尿処理・浄化槽)	136.9	136.4	110.3	111.7	135.4	133.0	156.9	157.5	156.7	149.6	149.1	148.9	8.8	
小計	459.6	455.4	429.2	432.7	465.1	440.1	445.6	439.0	442.1	390.7	423.7	392.8	-14.5		
HFC	自動車用エアコン	2.5	2.5	2.5	2.5	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	-12.0	
	小計	2.5	2.5	2.5	2.5	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	-12.0	
合計	23,887	22,726	25,641	22,433	22,504	21,928	21,186	21,533	22,483	20,570	21,376	20,663	-13.5		

4 発生源別温室効果ガス排出量の内訳

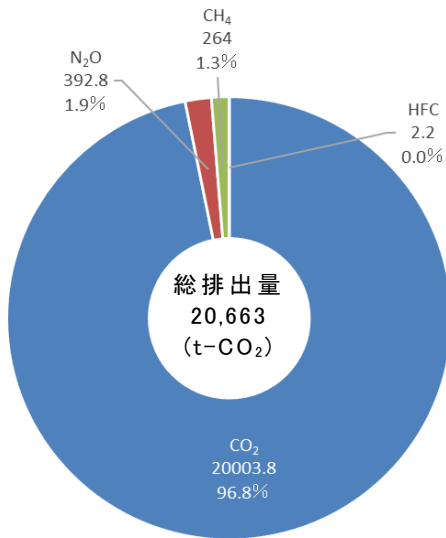
2019年度（令和元年度）における温室効果ガスの内訳をみると、CO₂（二酸化炭素）が20,003.8 t-CO₂と全体の96.8%を占めています。

CO₂（二酸化炭素）の内訳をみると、電気の使用が9608.4 t-CO₂と48.0%を占め、続けて廃プラスチックの焼却が7437.3 t-CO₂と37.2%を占めており、この2項目でCO₂全体の85.2%に上がっています。

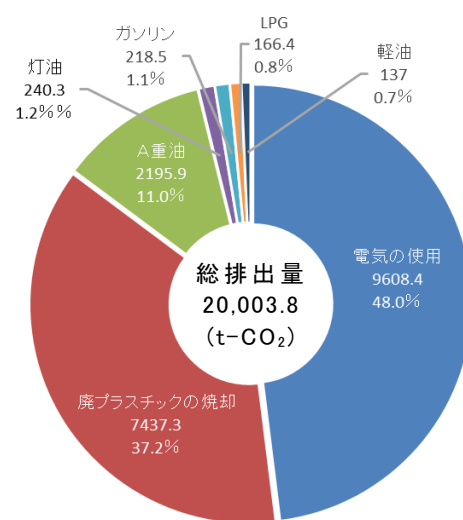
CH₄（メタン）は、下水（し尿処理・浄化槽）が263.1 t-CO₂とCH₄（メタン）全体の99.7%を占めています。

N₂O（一酸化二窒素）は、一般廃棄物の焼却が228.5 t-CO₂と58.2%を占め、続けて下水（し尿処理・浄化槽）が148.9 t-CO₂と37.9%を占めており、この2項目でN₂O（一酸化二窒素）全体の96.1%に上がっています。

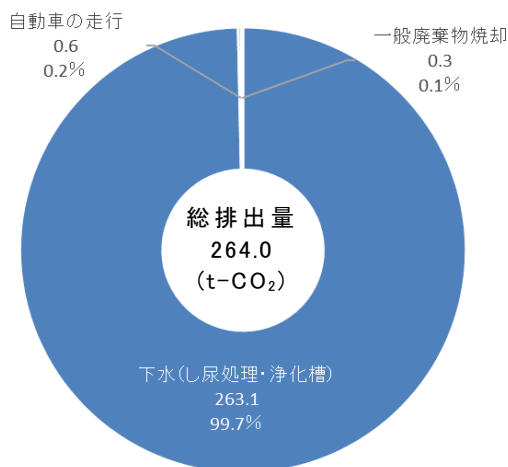
【温室効果ガス内訳グラフ】



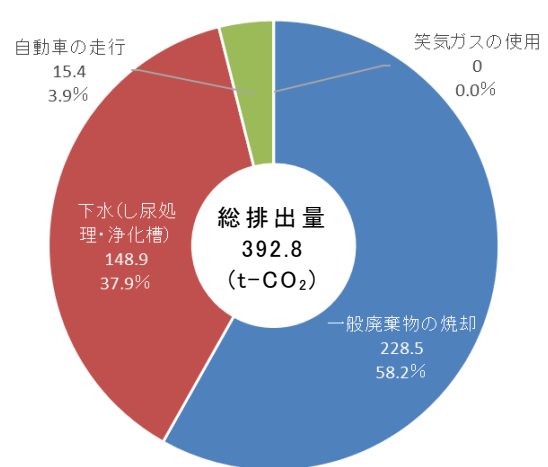
【CO₂内訳グラフ】



【CH₄内訳グラフ】



【N₂O内訳グラフ】



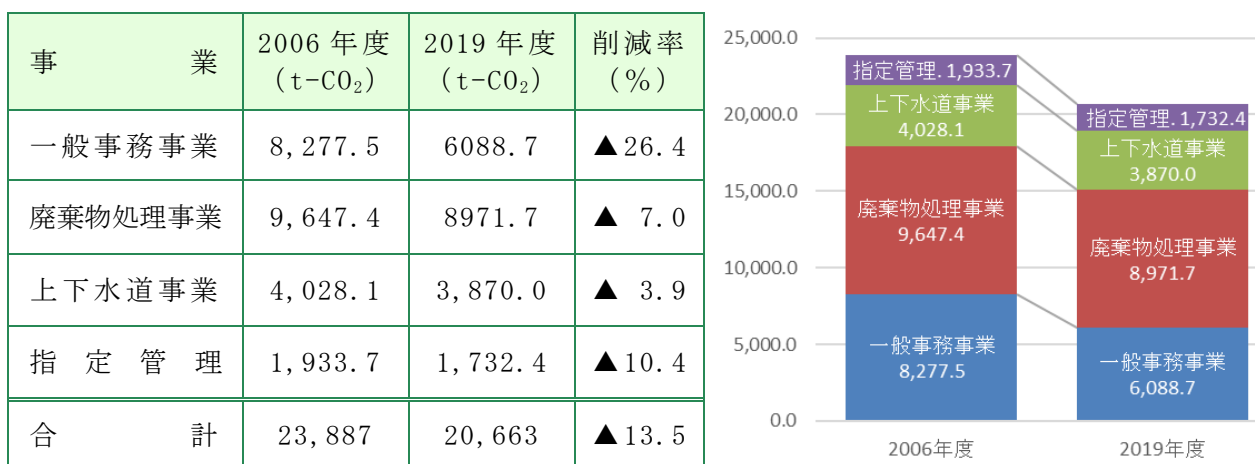
5 事業別温室効果ガス排出量

2019年度（令和元年度）の事業別温室効果ガス排出量をみると、基準年度である2006年度（平成18年度）と比較し、すべての事業において削減できており、一般事務事業においては26.4%減となりました。

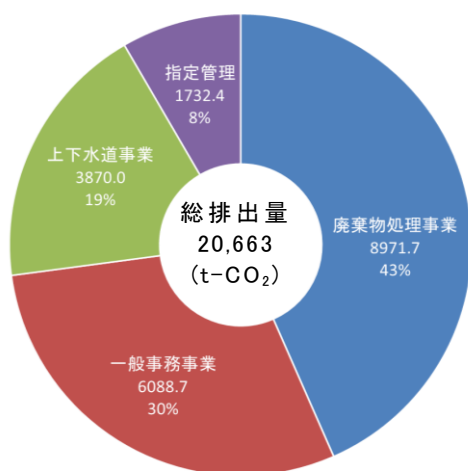
2019年度（令和元年度）における事業別の内訳をみると、廃棄物処理事業が8,971.7 t-CO₂と43%を占め、続けて一般事務事業が6,088.7 t-CO₂と30%を占めています。

また、2019年度（令和元年度）の一般事務事業における部署別の内訳をみると、市民病院、教育部、産業振興部、健康福祉部の順に割合が高くなっています。このうち、市民病院、教育部及び健康福祉部は電気の使用、産業振興部はA重油の使用が一番多くなっています。

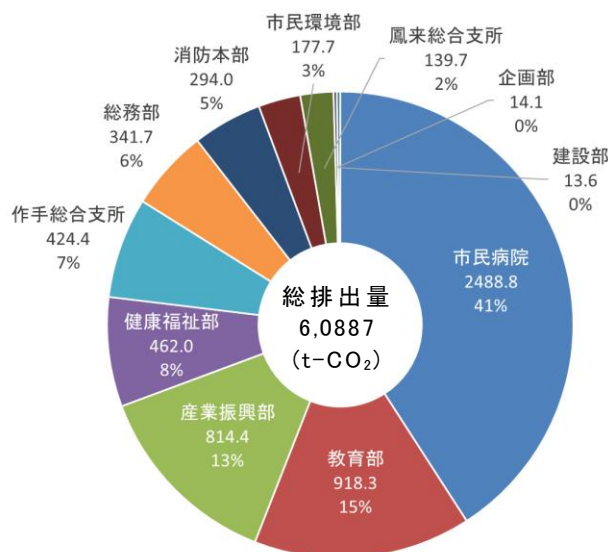
【事業別温室効果ガス排出量】



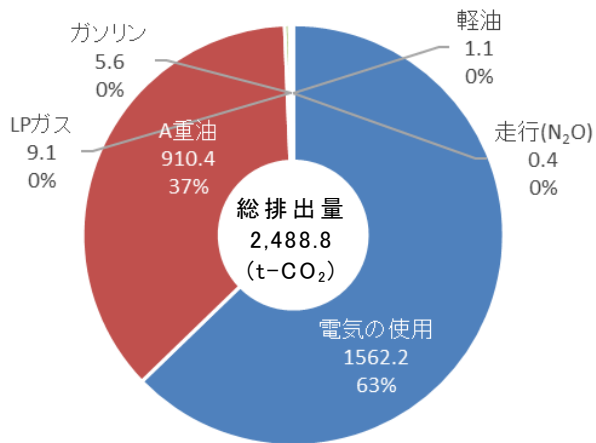
【2019年度 事業別内訳】



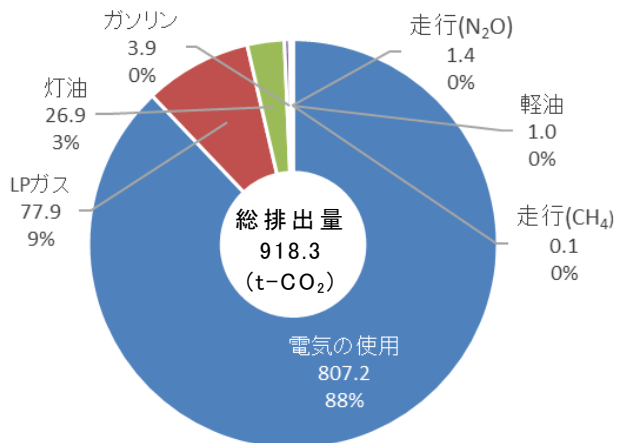
【2019年度 一般事務事業における部署別内訳】



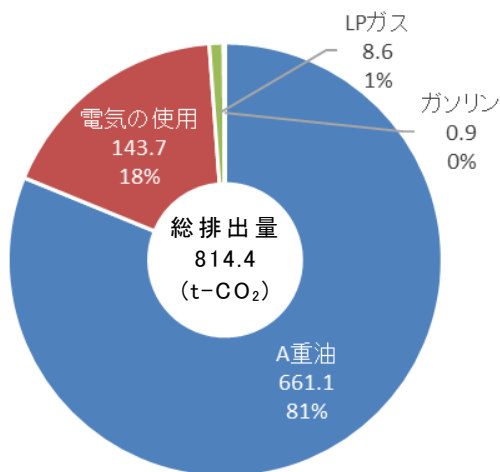
【2019年度 市民病院内訳】



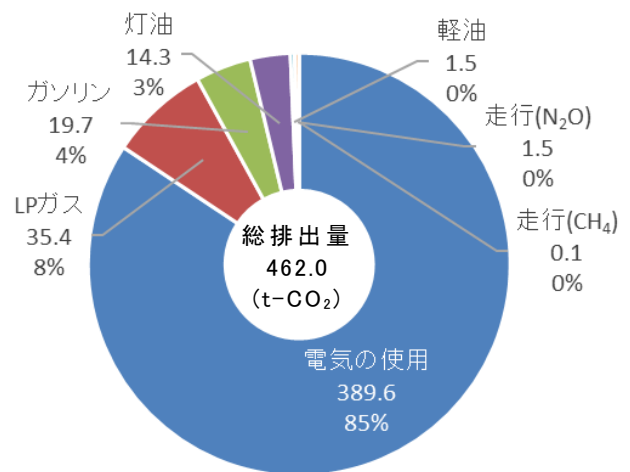
【2019年度 教育部内訳】



【2019年度 産業振興部内訳】



【2019年度 健康福祉部内訳】



6 前計画の取組結果

前計画では、温室効果ガス排出量を2020年度（令和2年度）までに2006年度（平成18年度）比で25%削減すると目標を掲げていましたが、2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量は20,663 t-CO₂と2006年度（平成18年度）比13.5%減にとどまり、2020年度（令和2年度）においても目標値を割り込む見込みです。

2019年度（令和元年度）について温室効果ガス別にみると、CO₂（二酸化炭素）が2006年度（平成18年度）比13.7%減となるも、20,003.8 t-CO₂と全体の96.8%を占めており、新城市役所が排出する温室効果ガスのほとんどがCO₂（二酸化炭素）であることが分かります。

このCO₂（二酸化炭素）の中でも、電気の使用が48.0%（全体では46.5%）、廃プラスチックの焼却が37.2%（全体では36.0%）と大部分を占めており、この2項目の排出量を削減することが重要であると読み取れます。

その他の項目をみると、A重油、自動車の走行（CH₄、N₂O）、下水（し尿処理・浄化槽）（CH₄、N₂O）が2006年度（平成18年度）と比較して増加しており、この5項目の排出量を抑えることが課題であるといえます。

また、2019年度（令和元年度）について事業別にみると、廃棄物処理事業及び上下水道事業は、2006年度（平成18年度）と比較し、廃棄物処理事業が7.0%減、上下水道事業が3.9%減にとどまっていますが、市民の生活と深く関わりのある事業のため、大幅な削減に至らなかったものとみられます。

一般事務事業は26.4%削減することができましたが、部署別に詳しくみると、多くの部署において電気の使用の割合が高くなっており、依然として取り組み次第では、削減できる余地があると考えられます。

7 温室効果ガスの増減理由

前計画では目標値を割り込んでしまいましたが、その理由として、気温の上昇に伴いエネルギー消費量が増加したこと、設備の老朽化により効率が低下したこと、業務の増加に伴い研修や出張機会等が増加したことで公用車関係の負荷が高まったこと、予算等の関係から前計画で掲げた取組の一部が積極的に推進されなかったこと等が挙げられます。

また、削減できた理由としては、夏季・冬季省エネルギー運動等の環境負荷低減のための取組を行ってきたこと、市民体育館の解体、小学校の統廃合及び空調設備の導入、本庁舎及び作手総合支所庁舎の建て替え等により、施設の集約、省エネ効果が大きい設備への切り替え、太陽光発電の導入等が行われたことから、電力負荷の軽減や燃料の使用量削減が進んだこと等が挙げられます。



第3章 温室効果ガス総排出量の削減目標と取組

1 温室効果ガス排出量に関する目標

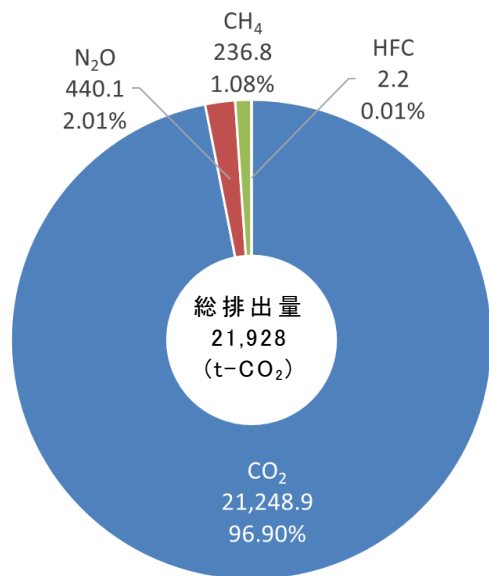
地球温暖化対策計画、区域施策編を勘案し、2031年度（令和13年度）までに基準年度である2013年度（平成25年度）比で以下のとおり削減します。

ガス種別	2013年度排出量 (t-CO ₂)	2031年度排出量 (t-CO ₂)	目標削減率 (%)
エネルギー起源CO ₂ (二酸化炭素)	14,413	8,648	40
非エネルギー起源CO ₂ (二酸化炭素)	6,836	6,378	6.7
CH ₄ (メタン)	237	208	12.3
N ₂ O (一酸化二窒素)	440	413	6.1
HFC (ハイドロフル オロカーボン)	2	1	32
合計	21,928	15,648	28

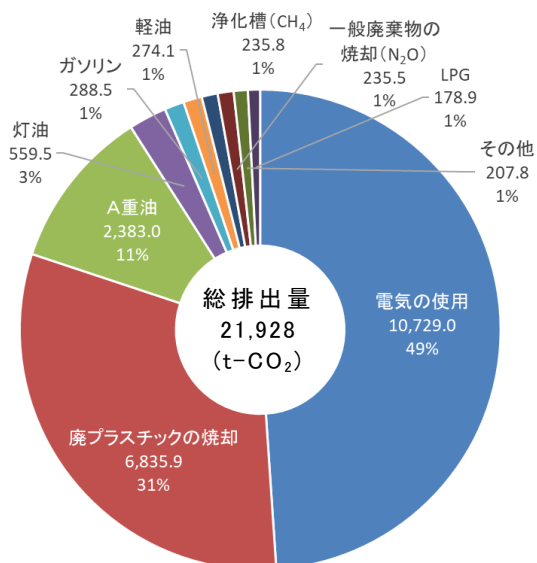
【基準年度（2013年度）における温室効果ガス排出量】

項目		2013年度 排出量 (t-CO ₂)
CO ₂	燃料の使用	
	ガソリン	288.5
	灯油	559.5
	軽油	274.1
	A重油	2,383.0
	LPG	178.9
電気の使用	10,729.0	
廃プラスチックの焼却	6,835.9	
小計		21,248.9
CH ₄	自動車の走行	0.7
	一般廃棄物焼却	0.3
	下水(し尿処理・浄化槽)	235.8
小計		236.8
N ₂ O	笑気ガスの使用	55.8
	自動車の走行	15.8
	一般廃棄物の焼却	235.5
	下水(し尿処理・浄化槽)	133.0
小計		440.1
HFC	自動車用エアコン	2.2
小計		2.2
合計		21,928

【2013 年度温室効果ガス別内訳】



【2013 年度発生源別内訳】



2 具体的な取組

各種計画等に基づき、前計画の取組結果を踏まえ、次のとおり基本方針を設定し、具体的な取組を推進します。

なお、排出の多い電気の使用及び廃プラスチックの焼却に関する取組は重点的に、増加傾向にあるA重油、自動車の走行、下水（し尿処理・浄化槽）に関する取組は積極的に推進します。

基本方針	
	エネルギーの使用を抑制し、温室効果ガス排出量を削減します。
	ペーパーレス、節水、ごみの減量等により環境負荷の軽減を図ります。
	職員の環境意識向上を図り、環境配慮の取組を推進します。

具体的な取組	
一般事務事業	
照明・OA機器関連	更衣室、会議室、トイレ等不要な照明の消灯、業務に支障のない範囲での昼休み及び時間外勤務時の消灯等、こまめな消灯を徹底します。
	不要な照明の間引きを実施します。
	設置から 10 年以上経過している照明器具の安定器を計画的にインバータ方式のものに交換します。
	可能な範囲で蛍光灯や白熱電球を LED 電球に替える等し、消費電力の少ないものへ切り替えをします。
	ノー残業デー、完全定時退庁日の励行等、時間外勤務縮減により、照明機器及びOA機器に係る電気使用量を削減します。
	パソコンの低電力モードを活用します。
	業務終了時及び休日の前日等は、電源を落としても支障のない OA 機器や電化製品の電源を切ります。 OA 機器や電化製品を購入する際は、国際エネルギースタープログラム適合商品や省エネルギー基準達成率の高いもの等、環境に配慮したものを優先的に選択します。
空調機器関連	設定温度の適正化を図ります（室内全体の温度を冷房時には 28℃を下回らないように、暖房時には 19℃を上回らないように運転することを基準とする）。
	エコスタイル（クールビズ、ウォームビズ）での執務に取り組み、服装やひざかけ等で体感温度の調節を図ります。
	会議室等の断続的に使用する場所の空調はこまめに電源を切ります。
	扇風機と空調機器の併用や、ブラインドやカーテン等により太陽光の調整をする等して空調効果を高めます。
	屋上緑化や屋上面への遮熱塗料の塗付等、屋上面の断熱性を向上させる方策を検討します（屋上緑化については屋根面の耐荷重や防根対策等に特に留意が必要）。
	快適な気候の日は、窓や入口を開放する等し、外気を取り入れます。
	時間外勤務時は、空調機器の使用を控えます。
関連 公用車	公用車の新規導入にあたっては、低燃費かつ低排出ガス認定車を導入するものとし、クリーンエネルギー車（ハイブリッド車、電気自動車等）の導入に努めます。
	燃費効率のよいタイヤを導入します。
	可能な範囲において、バイオディーゼル燃料の使用に努めます。
	タイヤの空気圧はこまめにチェックする等、適正な整備・点検を行います。

	<p>待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの自粛、急発進・急加速の禁止等エコドライブを推進します。</p> <p>公共交通機関の利用に努めます。</p> <p>1 km 以内は、できる限り徒歩又は自転車により移動します。</p> <p>同一方向への出張は、相乗りに努めます。</p> <p>無駄な荷物は積まずに走行します。</p>
通勤関連 自動車	<p>できる限り自動車通勤を自粛し、可能な職員には、徒歩、自転車、公共交通機関の利用による通勤を積極的に奨励します。</p> <p>自動車通勤の職員は、可能な職員に限り、月 1 回は自主的なノーマイカーデー及び乗り合いでの通勤に努めます。</p>
用紙・印刷物関連	<p>両面コピー・印刷や裏面の有効活用を図ります。</p> <p>庁内の連絡や周知文書はメールや庁内 LAN を活用する、会議用配布資料をできる限り簡略化・共有化・データ化する等、ペーパーレスに努めます。</p> <p>再使用できる紙は可能な限り使用し、再使用できない紙はごみとして出さずリサイクルします。</p> <p>印刷物は発注部数を見直し、必要最小限の部数とします。</p> <p>外注による印刷物の発行においては、再生紙の利用を原則とし、可能な限り、古紙パルプ配合率や白色度等による総合評価値の高いもの（環境省ホームページ総合評価指標の評価例参照）を採用します。</p>
購入・契約 関連	<p>物品購入や公共工事を行う際は、可能な範囲で、グリーン購入法に基づき、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達に努めます。さらに、経済的に可能な範囲内で環境配慮契約法に基づき、価格と環境性能を含めた総合評価による契約を行います。</p> <p>市施設の新設・改修の際は、省エネ対策等に努めます。</p>
上水 関連	<p>雨水タンクを設置し、洗車や植木等の散水、打ち水等に利用します。</p> <p>水圧の調整や節水コマの取付け、トイレへの擬音装置の設置、2 度流しの自粛等を実施します。</p> <p>水を出しっぱなしにしない、洗車はバケツを用いて行う等、節水に努めます。</p> <p>定期的な水漏れ点検を徹底します。</p>
廃棄物 関連	<p>使い捨て製品の購入や使用を自粛します。</p> <p>購入物品の梱包はできるだけ簡素化するよう納入業者に依頼し、それでも発生してしまう梱包材は持ち帰り可能な限りの再資源化をお願いします。</p> <p>分別排出を徹底し、廃棄物の量を削減します。</p> <p>各職場で不要になった物品等の廃棄にあたっては、庁内 LAN 等を利用した情報提供を行い、再使用に努めます。</p> <p>各職場で管理している物品等について、貸出可能なものは、庁内 LAN 等を利用した情報提供を行い共有します。</p> <p>事務用機器類は、可能な限り修理して活用します。</p> <p>施設に設置された自販機等で購入したジュース等の容器及び庁外から持ち込ん</p>

	だジュース等の容器は、設置された回収箱等に入れ、職場のごみ箱に捨てません。 コピー機やプリンタ等のカートリッジ類は業者による回収を徹底します。
給ギエ 関ーネ 連供ル	太陽光発電、小規模風力発電、太陽熱利用等再生可能エネルギーを利用した設備を率先導入します。 森林資源のエネルギー利用について、検討・推進します。
吸 収 作 用 関 連	森林経営管理制度に基づく間伐の実施、主伐後の再生林の促進、長伐期施業等により人工林の健全化を図ります。 針広混交林化の推進、病虫害や鳥獣被害対策の実施等により、多様で健全な森林を形成します。 林道等、森林作業道の維持管理を継続的かつ計画的に進めていきます。 防災・減災対策の実施や、荒廃した里山林の整備等、治山事業を計画的に推進します。 森林資源情報の整備・共有、スマート林業の推進、高性能林業機械の導入により、効率的・効果的な作業環境を確保します。 市内で新設あるいは改修する公共建築物等への木材利用を促進します。
そ の 他	ガス給湯器を必要以上に使用しないようにし、使用時ごとの点火を徹底します。 エレベーターの使用は、原則として荷物運搬時のみとします。 職員の環境意識向上に努めます。また、職員は職場でも家庭でも環境配慮の取組を推進します。
廃棄物処理事業	
3 R【Reduce（排出抑制）→Reuse（再使用）→Recycle（再生利用）】という考え方を、その順序が持つ意味とともに市民に浸透させます。	
ごみの排出抑制に取り組むとともに、排出されるものは適正に処理することで、環境負荷の軽減に努めます。	
分別表、分別アプリ等により分別ルールが周知徹底されるように努めます。	
まだ使用ができて不要になった品物の情報を、広報紙や市のホームページを利用して情報提供を行う仕組みを構築し、排出抑制を図ります。	
上下水道事業	
電気・機械設備の更新時に省エネルギー型設備・機器の導入を推進し、建設工事においては、環境に配慮した建設機器等の使用率向上を目指します。	
沈殿池、ろ過池の覆蓋に太陽光パネルを設置し、太陽光発電システムの導入を図ります。	
水道工事に伴う発生土等の建設発生材のリサイクル化を進め、園芸用土やグラウンド土として有効利用するため、粒状改良土やセメント原料等への再資源化を推進します。	
有効率の向上を図るため、漏水調査や老朽管布設替事業も継続します。	
指定管理者制度により管理する施設	
サービス等に影響のない範囲で省エネルギーに取り組めます。	



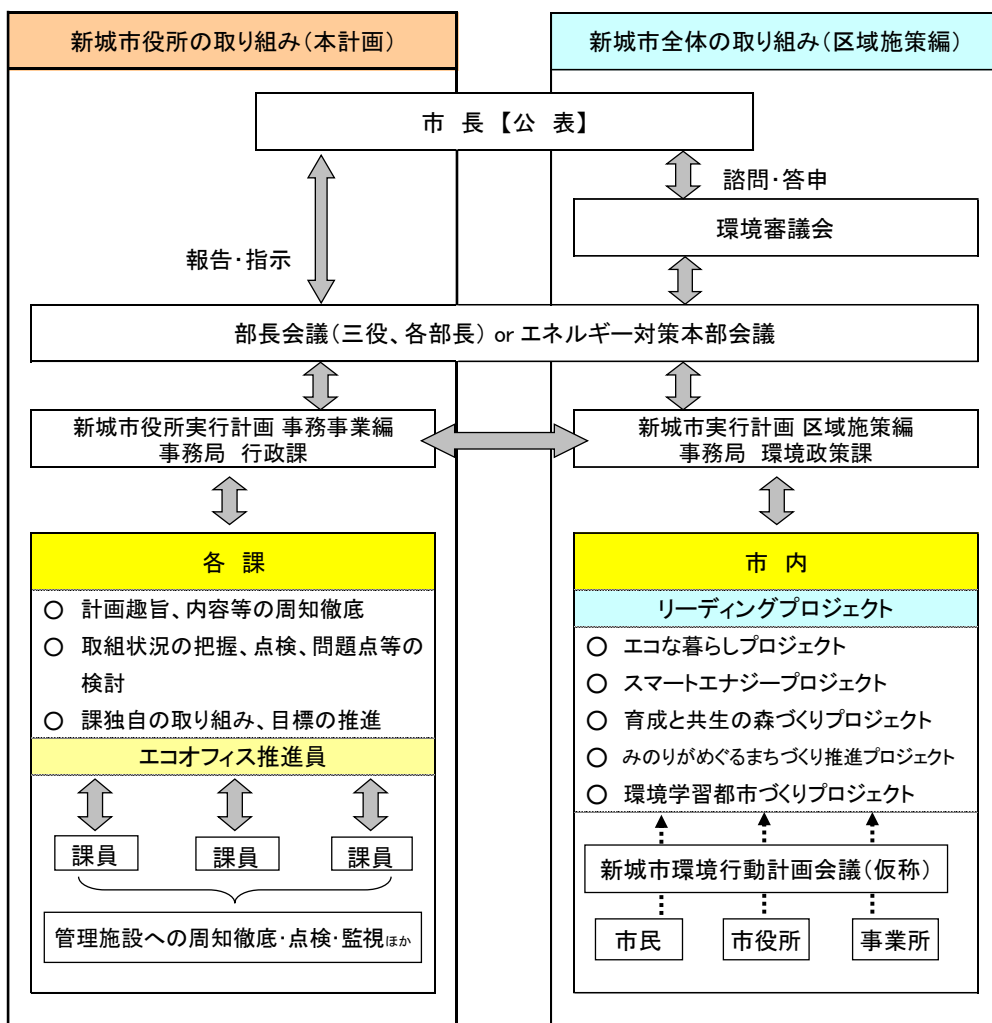
第4章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の取組は、行政課に設置する新城市役所実行計画事務事業編事務局（以下「事務事業編事務局」という。）を中心に推進します。

また、各課等にエコオフィス推進員を配置し、エコオフィス推進員や職員に対して研修や情報提供等を行うことで、取組を着実に推進します。

【計画の推進体制】



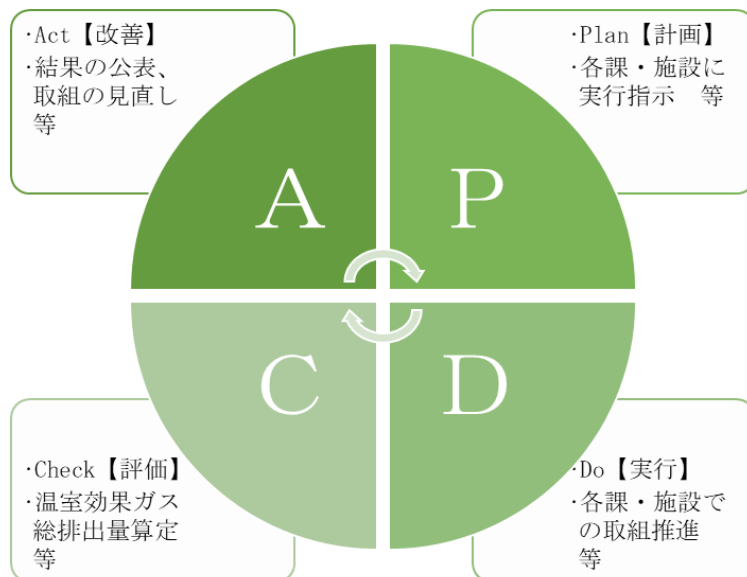
2 点検・評価・公表

(1) 推進の仕組み

本計画で掲げた削減目標を達成するため、全職員が自らの事務・事業を行う中で、環境保全意識を高め、取組を実践していきます。

また、運用の仕組みとして、Plan【計画】、Do【実行】、Check【評価】、Act【改善】のPDCAサイクルにより、継続的改善を図りながら推進していきます。

【PDCAサイクルイメージ】



(2) 温室効果ガス排出状況の把握

事務事業編事務局は、毎年度、事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガス等について調査を実施し、状況を把握します。

(3) 実施状況の公表等

温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況等は、毎年度、環境報告書において、市ホームページ等で公表します。

(4) 計画の見直し

地球温暖化を取り巻く社会情勢や本計画の運用管理の状況、点検・評価結果等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。